

令和6年3月1日

東北町議会議長 岡 山 粕 男 殿

総務企画常任委員会
委員長 沼 山 浩 幸

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

記

- 1 開催期日 令和6年2月14日（水）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項
 - （1）所管事務調査
 - ①企画課 ・町による自家用有償旅客運送の導入について
 - ②税務課 ・令和6年1月末 町税等収入状況について
・コンビニ収納状況について

4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

企画課

- ・町による自家用有償旅客運送の導入について

1 十和田観光電鉄㈱の路線廃止から現在までの経緯

(1) 令和4年5月24日、十和田観光電鉄㈱から令和4年9月30日付けで部分廃止の申出があった。

廃止申出区間：乙供駅～中村、乙供駅～鶴ヶ崎

(2) 令和4年7月8日、令和4年度第1回東北町地域公共交通会議を開催し、「申出から廃止までの期間が短いこと」、「他の事業者による代替運行が難しかったこと」、「交通ニーズ調査を行う必要があったこと」から、町民バスの拡充による無償実証運行（通勤通学バス）を令和4年10月3日から行う旨の協議が整った。

このことについては、令和4年8月5日の令和4年度第1回全員協議会で協議及び説明をした。

(3) 令和4年9月30日、乙供駅と中村または鶴ヶ崎地区を結ぶ十和田観光電鉄運行路線が部分廃止となり、同年10月3日から町民バスにより通勤通学バスとして無償実証運行を始め、現在に至っている。

(4) 令和5年6月から9月まで、東北運輸局青森運輸支局、青森県タクシー協会等と乗合タクシーによる運行について協議した。

(5) 令和5年10月15日及び30日、町内タクシー事業者及びバス事業者とニーズ調査（令和4年10月～令和5年9月）の結果を踏まえた乗合タクシー対応及びデマンド交通対応の可否についての検討を依頼した。

(6) 令和5年12月11日、町内タクシー事業者及びバス事業者から、運転手不足等によりいずれも対応が難しい旨の回答があった。

2 令和5年度第1回東北町地域公共交通会議

(1) 期 日 令和6年1月9日

(2) 場 所 東北町役場 本庁舎 大会議室

(3) 構 成 員（道路運送法施行規則第9条の3の規定による）

①東北町副町長

②十和田観光電鉄株式会社

③公益社団法人青森県バス協会

④一般社団法人青森県タクシー協会

⑤東北町連合婦人会

⑥東北運輸局青森運輸支局

⑦十和田観光電鉄労働組合

(4) 協議事項

①交通事業者における地域の移動ニーズに対応した交通の導入に係る提案について

②自家用有償旅客運送における交通事業者への運行補助制度の導入に係る検討について

(5) 協議内容

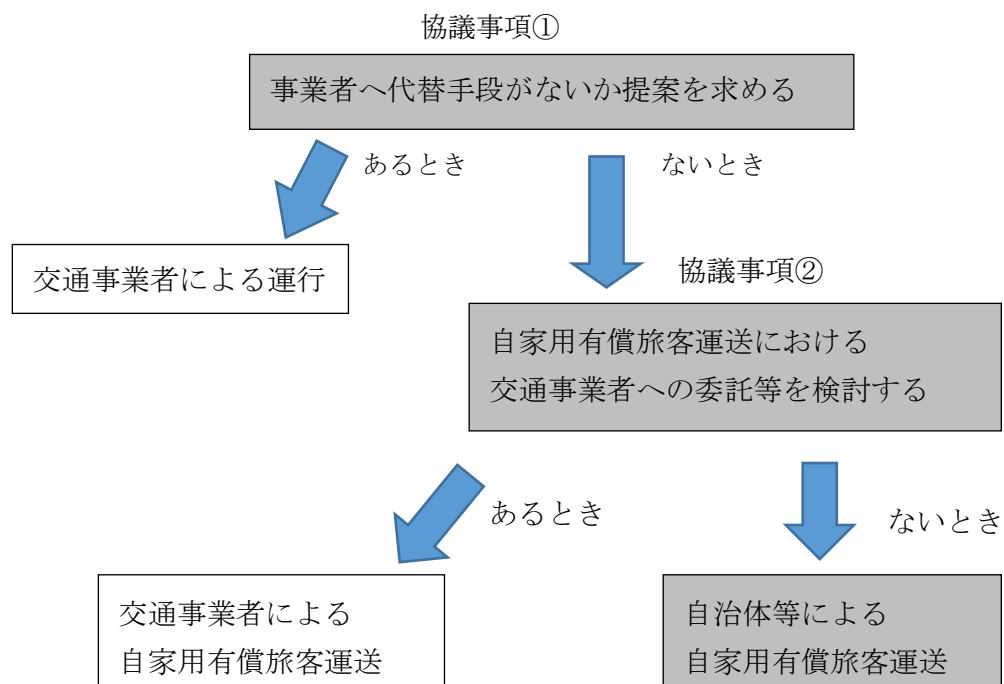
協議事項①では、町内タクシー・バス事業者による独自運行が難しい旨の協議結果となる。

協議事項②では、同事業者による町の委託運行が難しい旨の協議結果となる。

以上の結果により「町による自家用有償旅客運送」を行う協議が整うこととなった。

協議事項のいずれにおいても、運行が難しい理由として、乗務員の不足が課題に上げられた。

※国のガイドラインとして、今回の地域公共交通会議で経た自家用有償旅客運送までの協議の手順・結果



「町による自家用有償旅客運送」を行うためには、町において運行管理者等の選任及び運行方法等の決定を経ることが国の認可上必要となり、認可まで時間を要することから、令和6年4月1日から令和7年3月31日までは現在の町民バスによる無償実証運行を継続して、令和7年4月1日から「町による自家用有償旅客運送」を開始するため、令和6年度中に必要な手続きと申請をしていくこととなる。

【質疑】 乙供一中村間と乙供一鶴ヶ崎間の利用者数は現状どのくらいですか。

【回答】 乙供甲地中村線については、通常乗る方が七高に通う高校生1名か2名で、あとは七病に通う方が月に何回か乗る程度です。鶴ヶ崎線については、鶴ヶ崎方面から七病に通う方が何名か乗り、長久保・土橋・蓼内の入り口からは勤めている方と高校生の方が大体必ず乗ります。帰りについては、勤めている方が必ず乗りますが、高校に通っている方はほぼ乗っていません。

【要望】 現状利用者は少ないが、七病を利用する方等から必要だという話は聞きますので、利用しやすいコースやダイヤの編成を検討してもらいたい。

【質疑】有償になるということは、緑ナンバー等を取って、２種免許が必要になるということですか。

【回答】運転手さんに必要な研修等を受講していただき、町は旅客に関する管理者や整備管理者の受講をし、そういう体制を令和６年度に整えて国のほうから認可をもらえれば白ナンバーでも大丈夫ということを確認しております。

【質疑】乗る人数も少ないようなので、マイクロバスよりも町長車や議長車クラスの車も考えられないですか。

【回答】令和７年については今現在ある町のバスで運行するという想定で、１０人乗りの小さいバスの購入等については、今後バスの更新等もありますので、予算的なことも考えて検討していきます。

税務課

・令和６年１月末 町税等収入状況について

令和６年１月末現在／令和５年１月末現在

区 分			調定済額		収入済額		徴収率	
税 目			R 5	R 4 との比較	R 5	R 4 との比較	R 5	増減
現 年	町 民 税	個 人	638,341,360	▲ 1,656,247	462,833,774	▲ 9,241,147	72.5	▲ 1.3
		法 人	57,075,900	1,953,000	56,651,600	1,856,400	99.3	▲ 0.1
	固 定 資 産 税		916,575,800	5,505,000	900,568,100	3,782,300	98.3	▲ 0.2
	国有資産等所在市町村交付金		21,698,200	▲ 196,900	21,698,200	▲ 196,900	100.0	0.0
	軽自動車税	種 別 割	68,394,900	1,008,800	66,492,800	1,402,300	97.2	0.6
		環 境 性 能 割	3,676,400	▲ 266,300	3,676,400	▲ 266,300	100.0	0.0
	た ば こ 税		143,266,216	▲ 1,981,275	143,266,216	▲ 1,981,275	100.0	0.0
	入 湯 税		1,032,600	41,400	1,032,600	41,400	100.0	0.0
	国 民 健 康 保 険 税		396,079,300	▲ 40,051,400	314,683,064	▲ 32,187,216	79.4	▲ 0.1
現年度分計(国保税除く)			1,850,061,376	4,407,478	1,656,219,690	▲ 4,603,222	89.5	▲ 0.5
現 年 度 分 計			2,246,140,676	▲ 35,643,922	1,970,902,754	▲ 36,790,438	87.7	▲ 0.2
繰 越	町 民 税	個 人	22,633,111	▲ 5,614,309	5,322,520	▲ 1,279,041	23.5	0.1
		法 人	150,100	▲ 16,900	0	▲ 50,000	0.0	▲ 29.9
	固 定 資 産 税		38,200,488	▲ 3,281,014	4,670,343	▲ 2,449,866	12.2	▲ 4.9
	軽 自 動 車 税		5,950,046	▲ 541,726	950,200	56,046	16.0	2.2
	国 民 健 康 保 険 税		96,904,048	▲ 18,862,433	17,140,952	913,478	17.7	3.7
滞納繰越分計(国保税除く)			66,933,745	▲ 9,453,949	10,943,063	▲ 3,722,861	16.3	▲ 2.9
滞 納 繰 越 分 計			163,837,793	▲ 28,316,382	28,084,015	▲ 2,809,383	17.1	1.1
合 計			2,409,978,469	▲ 63,960,304	1,998,986,769	▲ 39,599,821	82.9	0.5

令和5年度滞納繰越分に係る徴収実績について

① 青森県市町村税滞納整理機構への移管状況

年 度	令和4年度実績 (R4.12.31)			令和5年度実績 (R5.12.31)		
(1) 移管人数	126 人			103 人		
(2) 移管額計	223,658,468 円			287,782,317 円		
(3) 収納金額 合計	1,405 件	210 人	19,041,655 円	1,509 件	94 人	21,051,557 円
(内訳) 町県民税	520 件	94 人	7,410,411 円	506 件	61 人	8,048,639 円
固定資産税	286 件	66 人	2,750,502 円	263 件	32 人	2,475,289 円
軽自動車税	45 件	32 人	147,987 円	55 件	21 人	195,242 円
国民健康保険税	554 件	18 人	8,732,755 円	685 件	63 人	10,332,387 円
その他 (法人税)	0 件	0 人	0 円	0 件	0 人	0 円

② 税務課での滞納処分等

年 度	令和4年度 (R4.12.31実績)		令和5年度 (R5.12.31実績)	
滞納処分人数	15名		0名	
(内訳) 国税還付金差押え	0 名	0 円	0 名	0 円
給与、預金等の差押え	15 名	1,518,806 円	0 名	0 円

・コンビニ収納状況について

コンビニ収納件数	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	合計	当初賦課件数	コンビニ率
町県民税		1,067	132	255	104	238	91	178	94	2,159	5,163	41.82
固定資産税	3,333	312	591	220	404	295	396	127	89	5,767	22,800	25.29
軽自動車税	2,138	145	11						0	2,294	8,092	28.35
小計										10,037	36,055	27.84
国民健康保険税			659	375	302	366	294	256	214	2,466	15,605	15.80
計	5,471	1,524	1,393	850	810	899	781	561	397	12,686	51,660	24.56

総務課 ・ 補正予算の概要説明

東北支所 ・ 補正予算の概要説明

選挙管理委員会 ・ 補正予算の概要説明

財政課 ・ 補正予算の概要説明

企画課 ・ 補正予算の概要説明

税務課 ・ 補正予算の概要説明

その他